

今、各件の事理を將て合行あきに開坐し移咨すべし。須らく咨に至るべき者なり。

計三件

一件、朝賀の事。洪熙元年（一四二五）七月初六日、中山王の咨を准うくるに、該②、洪熙元年六月十八日、欽差の礼部郎中漳雲・通政使司参議游学の詔書を齎捧して国に到るを蒙る。開読するに、皇上、宝位に嗣登す、とあり。此れを欽む。欽遵するを除く外、合に咨して山南王の処に報ずるを行い、一体に開読して施行せしむべし、とあり。此れを准け、遵依するを除く外、今、使者謂慈淳也等を遣わし、表箋文各一通を齎捧し、及び恭字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄五千斤を管送し、京に赴き朝賀せしむ。咨して施行を請う。

一件、船隻の事。所拠の使者謂慈淳也等告称すらく、今駕去する恭字号海船一隻は、連年方物を装載して海洋を経渉し、朝賀に往来し、経すてに今、年久しきに係わるに縁より、船身多く損壞する有り、貢具の堪えざるに及ぶ、と。卑国、物料艱難なるに縁り、未だ修辦する能わず。合行あきに移咨すべし。乞う、官、修理して堅完たらしむるを為し回国して朝貢に往来するに便益なるを賜わんことを。

一件、番貨の事。所有の今附搭する蘇木は、煩こいねが為乞ねがわくは抽を免じて鈔貫を給価するを賜わんことを。遠人をして利便なるを得しむるに庶ちかからん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）十二月十七日

咨

注*この入貢については『明実録』宣徳二年四月辛未・丁亥の各条に記事がある。

(1) 中山王の咨 「該」から注(3)まで。(一六一〇三)に「山南王の処に転行し一体に開読」とある。

(2) 該 中山王をさす。

(3) 施行せしむべし 注(1)の咨の終り。

(4) 謂慈淳也 中山王尚巴志の使者に任じている謂慈淳也(宣徳三年(一六一〇)、謂慈勃也(宣徳六年(一六一三))など)と同一人であろう。

(5) 恭字号海船 宣徳三年(一六一〇)・六年(一六一三)・十年(一六一五)などに、中山王の遣船に用いられている恭字号海船に同じか。

1-43-03

山南王他魯每より礼部あて、永楽帝への進番の咨

(一四二五、一二、一七)

琉球国山南王他魯每、喪礼の事の為にす。

洪熙元年(一四二五)七月初六日、中山王の咨を准うくるに、該、

洪熙元年六月十七日、欽差の行人司行人陳資茂の勅諭を齎捧して
国に到るを蒙る。開読するに、大行皇帝、賓天す、とあり。此れ
を欽む。欽遵するを除く外、合行に山南王の処に咨報し、一体に
開読して施行せしむべし、とあり。此れを准け、遵依するを除く
外、今、使者安丹結制等を遣わし、香五十斤を齎捧して今差去す
る使者謂慈渤也等の朝賀の船隻に就坐し、京に赴き進香せしむ。
咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

洪熙元年（一四二五）十二月十七日

咨

通事梁報を差わす

香八十七斤半小、官報五十斤

注*この進香については『明実録』宣徳二年四月丙子の条に記事があ
る。

- (1) 中山王の咨 「該」から注(3)まで。
- (2) 大行皇帝 ここでは永楽帝。
- (3) 施行せしむべし 注(1)の咨の終り。
- (4) 謂慈渤也 「四三〇二」には謂慈淳也とある。
- (5) 就坐 随行して乗る。

1-43-04

王相懷機より旧港の管事官あて、永楽十九年に暹羅まで送つ
た旧港の人々の消息をたずね、交易を請う書簡

(一四二八、一〇、五)

琉球国王相懷機、端肅して書を旧港の管事官閣下に奉る。

永楽十九年（一四二二）の間より、日本国九州の官源道鎮、旧
港の施主烈智孫の差来せる那弗答鄧子昌等二十余名を送るに、
国に到れば告して逋送して回国するを乞わしむ、とあるを准く。

此れを准け、能く諳んずるの火長無きに縁るも、思うに遠人に係
われば以て久しく留め難し。未だ敢えて擅便せず。国王に啓し、
敬んで即便に差を蒙り、正使關那結制等をして海船一隻を駕駛し
て已に暹羅国に到れば仍お転送を為すを乞うを行わしむるを除く
外、未だ到れるや否やを知らず。

今、本国の頭目実達魯等、小船一隻を駕駛して磁器等の貨を装
載し、貴国に到りて買売する有り。仍お尺楮をして実達魯等に付
し、旧港の管事官の前に前渡し、告稟して回報せしむ。今、礼物
を備えて馳送し、少しく遠意を伸ぶ。万望むらくは笑留せよ。所
有の今去く人船は煩為わくは買売を寛容し、風迅に赶趁して回国
せしめんことを。四海一家を為し永く往来を通ずるに便益なるに
庶からん。今、礼物を將て後に開坐す。草字不宣。

今開す

素段五匹 鎖子甲二領